

議員提案第47号

新潟市議会会議規則の一部改正について

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり制定するものとする。

平成25年2月22日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

青木千代子
高橋三義
串田修平
梅山修
遠藤哲
阿部松雄
古泉幸一
五十嵐完二
小山哲夫
加藤大弥
南まゆみ
吉田孝志
みの欣之
本岡良雄
渡辺仁

新潟市議会会議規則の一部を改正する規則

新潟市議会会議規則（昭和43年新潟市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次を付する。

目次

第1章 会議

- 第1節 総則（第1条—第13条）
- 第2節 議案及び動議（第14条—第19条）
- 第3節 議事日程（第20条—第24条）
- 第4節 選挙（第25条—第33条）
- 第5節 議事（第34条—第47条）
- 第6節 秘密会（第48条・第49条）
- 第7節 発言（第50条—第65条）
- 第8節 表決（第66条—第76条）
- 第9節 公聴会及び参考人（第76条の2—第76条の8）
- 第10節 会議録（第77条—第81条）

第2章 委員会

- 第1節 総則（第82条—第86条）
- 第2節 審査（第87条—第103条）
- 第3節 秘密会（第104条・第105条）
- 第4節 発言（第106条—第117条）
- 第5節 委員長及び副委員長の互選（第118条）
- 第6節 表決（第119条—第129条）
- 第7節 削除（第130条—第133条）

第3章 請願（第134条—第140条）

第4章 辞職及び資格の決定（第141条—第145条）

第5章 規律（第146条—第154条）

第6章 懲罰（第155条—第160条）

第7章 協議又は調整を行うための場（第160条の2）

第8章 議員の派遣（第160条の3）

第9章 補則（第161条）

附則

第31条第3項中「聞いて」を「聴いて」に改める。

第37条第1項中「聞き」を「聴き」に改める。

第1章中第9節を第10節とし、第8節の次に次の1節を加える。

第9節 公聴会及び参考人

（公聴会開催の手続）

第76条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第76条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第76条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び学識経験者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者の中から、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第76条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言がその範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

(議員と公述人の質疑)

第76条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

(代理人又は文書による意見の陳述)

第76条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

(参考人)

第76条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 参考人については、前3条の規定を準用する。

第97条第2項中「第109条の2第4項」を「第109条第3項」に改める。

第109条第1項中「聞く」を「聴く」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第97条第2項の改正規定は、地方自治法の一部を改正する法律（平成24年法律第72号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成25年3月1日）から施行する。